

**[検討事項] □会派について****1. 考え方について**

- ①議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- ②会派は、主として政策等に関して同一の理念を共有する議員で構成するものとする。
- ③会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めるものとする。
- ④会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- ⑤会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。

**2. 参考条文、参考事例等****○所沢市 第5条（会派）**

議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

**○上越市 第5条（会派）**

- 1 議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって会派を結成することができる。
- 2 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。
- 3 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。

**○防府市 第5条（会派）**

議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとします。

- 2 会派は、主として政策に関して同一の理念を共有する議員で構成するものとします。
- 3 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとします。
- 4 議長は、意見調整等の必要があると認めるときは、会派の代表者による会議を開催することができるものとします。